

【国の基準による訪問型サービス】

訪問型独自サービス(独自) サービスコード表 (令和3年10月1日から適用)

八丈町

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位
A2 1111	訪問型独自サービスⅠ	訪問型サービス費(独自)Ⅰ	事業対象者・要支援 1・2(週1回程度)	1,176	1月につ き
A2 1211	訪問型独自サービスⅡ	訪問型サービス費(独自)Ⅱ	事業対象者・要支援 1・2(週2回程度)	2,349	
A2 1321	訪問型独自サービスⅢ	訪問型サービス費(独自)Ⅲ	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)	3,727	
A2 6001	訪問型独自サービス同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 10% 減算	
A2 8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15% 加算	
A2 8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10% 加算	
A2 8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算	
A2 4001	訪問型独自サービス初回加算	初回加算		200 単位加算	
A2 4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	(1)生活機能向上連携加算Ⅰ		100 単位加算	
A2 4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ	(2)生活機能向上連携加算Ⅱ		200 単位加算	
A2 6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の 137/1000 加算	
A2 6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の 100/1000 加算	
A2 6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算Ⅲ	所定単位数の 55/1000 加算	
A2 6273	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算Ⅳ	(3)で算定した単位数の 90% 加算	
A2 6275	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ		(5)介護職員処遇改善加算Ⅴ	(3)で算定した単位数の 80% 加算	
A2 6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ	介護職員特定処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の 63/1000 加算	
A2 6279	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ		(2)介護職員処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の 42/1000 加算	
A2 2111	訪問型独自サービスⅠ日割	訪問型サービス費(独自)Ⅰ	事業対象者・要支援 1・2(週1回程度)	39	1日 につ き
A2 2211	訪問型独自サービスⅡ日割	訪問型サービス費(独自)Ⅱ	事業対象者・要支援 1・2(週2回程度)	77	
A2 2321	訪問型独自サービスⅢ日割	訪問型サービス費(独自)Ⅲ	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)	123	
A2 8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割	特別地域加算		所定単位数の 15% 加算	
A2 8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10% 加算	
A2 8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算	

※訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ及びⅤ(サービスコード6273及び6275)については、令和4年3月31日までの間に限る。